

被留置者の留置に関する訓令

平成19年5月31日

本部訓令第16号

本訓令は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律、その他の法令に定めるもののほか、留置業務の適正な管理運営及び被留置者の処遇の適正を図るため、必要な事項を定めたものである。

本訓令の主な内容は、

- 趣旨
- 留置施設の構造、設備等の機能保持及び表示等である。